



資料 3

今後の課題について

令和7年2月6日開催

第12回 神奈川県営水道事業審議会資料

開催	議題	目的
第11回 (R6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営水道の経営状況 ・ 県営水道の料金改定内容について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営状況や県営水道の料金改定内容について確認
第12回 (R6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金体系 今後の課題① 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申における検討必要項目を含めた課題の整理
第13回 (R7)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金体系 今後の課題② ・ 県営水道の諸課題（施設整備など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第12回で抽出された課題の深掘り ・ R6年度の事業実施状況を踏まえた課題の整理
第14回 (R7)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題の取りまとめ、検討の方向性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期の審議に向けた整理

項目	課題
答申における 検討必要項目	<ul style="list-style-type: none">・ 逡増度の見直し (段階的な緩和が望ましい)・ 基本料金収入の割合 (段階的に割合を高めることが望ましい)・ 水道利用加入金制度 (水道料金の検証と合わせたあり方検討)・ 水道料金の減免、減額制度 (財源や制度のあり方検討) 社会福祉減免制度、地下水転換減額制度、企業誘致減額制度
料金改定後の 検討すべき項目	<ul style="list-style-type: none">・ 改定の影響を抑えるための対応策に係る今後の整理<ul style="list-style-type: none">① 基本料金、基本水量の圧縮 (受益と負担のあり方)② 社会福祉減免適用者への配慮 (減免範囲のあり方)③ 老人ホーム等への配慮 (特例の料金設定のあり方)・ 健全経営に向けた借入金のあり方 (借入額、残高の管理)
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 厳しさを増す経営環境の中での施設整備の推進・ デジタル技術などを駆使した経営基盤の強化策・ これからの時代に合わせた分かりやすい広報

1. 審議会検討項目と対応について
2. 水道料金算定要領の見直しについて
3. 料金改定に対する問合せ状況について

1. 審議会検討項目と対応について

4

第6回審議会（R5.4）で審議いただいた「料金体系見直しの方向性」に関する審議会答申と県営水道の対応について確認

【第6回審議会資料2より】

目次	2
1. 用途別から口径別へ	
2. 固定費の配賦割合(基本料金の割合)	
3. 基本水量の見直し	
4. 逡増制の緩和の検討	
5. 水道利用加入金	
6. 社会福祉減免制度	
7. 地下水転換減額制度 企業誘致減額制度	

1. 審議会検討項目と対応について

項目

用途別から口径別へ

答申

口径によって一度に受水可能な量をサービス量（受益）とする、口径別料金体系へ速やかに転換することが適当である。

料金体系を「用途別」から「口径別」に転換した。

なお、用途別で単価の安い家事用として配慮してきた老人ホーム等の多量使用者には、当面、最高単価の上限を引き下げた専用の料金設定により配慮を継続する。（1,001m³以上 463円/m³ → 366円/m³に抑える）

今回の改定内容

口径	基本料金	5-8m ³	9-15m ³	16-20m ³	21-30m ³	31-50m ³	51-100m ³	101-300m ³	301-1,000m ³	1,001m ³ -	
13-25	890円	基本水量4m ³ 20円	153円	164円	220円	285円	310円	338円	366円	463円	
30	1,300円	基本水量10m ³									
40	6,000円	基本水量30m ³									
50	11,500円	基本水量50m ³									
75	27,010円	基本水量100m ³									
100	45,030円	基本水量150m ³									
150	119,100円	基本水量350m ³									
200	195,460円	基本水量500m ³									
250	315,640円	基本水量800m ³									
300	489,000円	基本水量1,200m ³									

家事用
366円

項 目	固定費の配賦割合				
<p>答 申</p>	<p>将来にわたり水道事業の安定経営を図るためには、固定的な経費（支出の91%）に相当するように基本料金の収入割合を引き上げていく必要がある。</p> <p>ただし、急激な引き上げは基本料金の大幅増に繋がるため、施設利用率を基に算定した41%を目標とし、段階的に割合を高めていくことが望ましい。 （答申の料金表案では、33.7%に設定）</p> <div data-bbox="1377 475 2033 1026" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black;"><支出></th> <th style="width: 50%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black;"><収入></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top; padding: 5px;"> <div style="background-color: #c8e6c9; padding: 10px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"> 固定費 91%</div> <div style="background-color: #bbdefb; border-radius: 50%; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%; text-align: center; font-size: small;"> 使用水量が減少しても、削減が困難 </div> <div style="background-color: #bbdefb; padding: 10px; border: 1px solid black; margin-top: 5px;"> 変動費 9% </div> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: top; padding: 5px;"> <div style="background-color: #c8e6c9; padding: 10px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"> 基本料金 24%</div> <div style="background-color: #bbdefb; padding: 10px; border: 1px solid black; margin-top: 5px;"> 従量料金 76%</div> <div style="background-color: #bbdefb; border-radius: 50%; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%; text-align: center; font-size: small;"> 使用水量が減少すると、比例して減収 </div> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	<支出>	<収入>	<div style="background-color: #c8e6c9; padding: 10px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"> 固定費 91%</div> <div style="background-color: #bbdefb; border-radius: 50%; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%; text-align: center; font-size: small;"> 使用水量が減少しても、削減が困難 </div> <div style="background-color: #bbdefb; padding: 10px; border: 1px solid black; margin-top: 5px;"> 変動費 9% </div>	<div style="background-color: #c8e6c9; padding: 10px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"> 基本料金 24%</div> <div style="background-color: #bbdefb; padding: 10px; border: 1px solid black; margin-top: 5px;"> 従量料金 76%</div> <div style="background-color: #bbdefb; border-radius: 50%; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%; text-align: center; font-size: small;"> 使用水量が減少すると、比例して減収 </div>
<支出>	<収入>				
<div style="background-color: #c8e6c9; padding: 10px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"> 固定費 91%</div> <div style="background-color: #bbdefb; border-radius: 50%; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%; text-align: center; font-size: small;"> 使用水量が減少しても、削減が困難 </div> <div style="background-color: #bbdefb; padding: 10px; border: 1px solid black; margin-top: 5px;"> 変動費 9% </div>	<div style="background-color: #c8e6c9; padding: 10px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"> 基本料金 24%</div> <div style="background-color: #bbdefb; padding: 10px; border: 1px solid black; margin-top: 5px;"> 従量料金 76%</div> <div style="background-color: #bbdefb; border-radius: 50%; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%; text-align: center; font-size: small;"> 使用水量が減少すると、比例して減収 </div>				
<p>今回の改定内容</p>	<p>「改定率の引き下げ」や「少量使用者への配慮として基本水量の圧縮」を実施し、基本料金を答申の料金表案に比べ低く抑えたことにより、基本料金の収入割合は30.0%に留まることになった。</p> <p>改定率：答申25% → 改定22% 基本料金（13～25mm）：答申1,010円/月 8 m³ → 改定890円/月 4 m³</p>				

1. 審議会検討項目と対応について

項 目

基本水量の見直し

答 申

口径別料金体系への転換にあたり、用途に関わらず一律（月 8 m³）としている基本水量を、口径に見合う使用量をもとに設定することが望ましい。

なお、基本水量は水道メーターの規格上の最小流量をベースに設定するとして、生活用水の利用者が中心となる小口径は、見直しによる料金の影響に配慮した基本水量とすることが望ましい。

口径	基本水量 (m ³) / 月
13~25mm	8
30mm	24
40mm	40
50mm	100
75mm	150
100mm	240
150mm	600
200mm	1,000
250mm	1,000
300mm	1,500

今回の改定内容

【小口径（13～25mm）】

少量使用者の使用実態を踏まえ、月 8 m³を月 4 m³に引き下げ、基本料金を低く抑えた。

基本水量の引き下げで影響を受ける社会福祉減免は、当面、8 m³までの使用分を減免する配慮を継続する。

【大口径（30mm以上）】

一律（710円/月）としていた基本料金が大きく増加するため、基本水量まで使用すれば現行料金と極端に変わらないように設定(基本料金・基本水量を圧縮)

口径	基本水量 (m ³) / 月
13~25mm	4
30mm	10
40mm	30
50mm	50
75mm	100
100mm	150
150mm	350
200mm	500
250mm	800
300mm	1,200

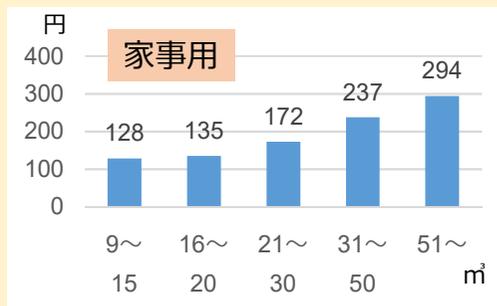
項目

逓増制の緩和の検討

答申

逓増制を見直すことが適当であるが、逓増制の見直しは、多量使用者の負担が減る一方で、生活用水などの少量使用者への急激な負担増も懸念されることから、制度自体は当面維持しつつ、逓増度を段階的に緩和していくことが望ましい。

改定前の
従量料金単価

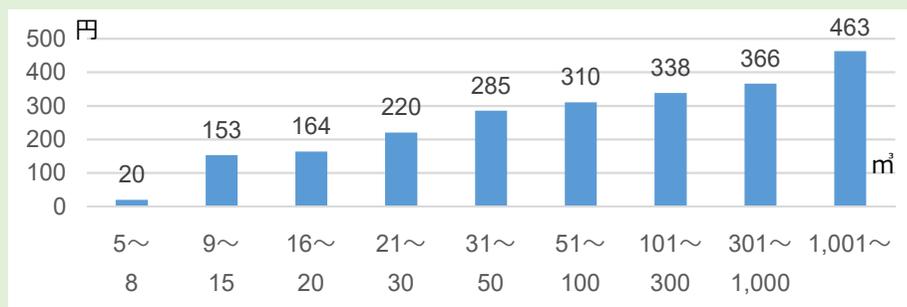


今回の
改定内容

多量使用者の影響緩和として、10,001m³以上の料金区分を廃止するなど逓増度の緩和を図った。

逓増度
改定前 4.91 → 改定後 3.81

改定後の従量料金単価 (R8.10~)



項 目

水道利用加入金

答 申

水源開発等の終了により制度の意義が導入当初より薄れつつあるものの、水源開発に係る企業債の償還が2037(令和19)年度まで続く状況にあることなどから、現時点で制度廃止は難しいと考える。

口径	金額(円)
25mm以下	120,000
25mm超～40mm以下	875,000
40mm超～50mm以下	1,350,000
50mm超～75mm以下	3,250,000
75mm超～100mm以下	5,550,000
100mm超～150mm以下	12,500,000
150mm超	別に定める

また、水道利用加入金は収入の大きな柱であり、廃止した場合の減収が水道料金の設定に大きく影響することから、段階的な見直しも選択肢の一つとして、今後の定期的に水道料金の検証と合わせて、制度のあり方を検討することが望ましい。

今回の改定内容

水道料金を定期的に検証する際に合わせて制度のあり方を検討することと整理し、今回は見直しを実施せず。

項目	社会福祉減免												
<p>答 申</p>	<p>福祉的な視点からの減免は、制度の趣旨からは公営企業の独立採算の適用外として行政的経費で賄うべきであるが、減免に必要な財源負担の整理にあたっては、県営水道が独自に制度を導入したという経緯を踏まえ、まずは、県や給水区域の市町と議論を開始することが望ましい。</p> <div style="text-align: right;"> <p>社会福祉減免の対象</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="7">個人減免</td> <td>児童扶養手当受給世帯</td> </tr> <tr> <td>特別児童扶養手当受給世帯</td> </tr> <tr> <td>遺族基礎年金受給世帯</td> </tr> <tr> <td>知的障害者世帯</td> </tr> <tr> <td>身体障害者世帯</td> </tr> <tr> <td>精神障害者世帯</td> </tr> <tr> <td>要介護者世帯</td> </tr> <tr> <td>重複障害者世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設減免</td> <td>障害者就労施設</td> </tr> <tr> <td>障害者グループホーム</td> </tr> </tbody> </table> </div>	個人減免	児童扶養手当受給世帯	特別児童扶養手当受給世帯	遺族基礎年金受給世帯	知的障害者世帯	身体障害者世帯	精神障害者世帯	要介護者世帯	重複障害者世帯	施設減免	障害者就労施設	障害者グループホーム
個人減免	児童扶養手当受給世帯												
	特別児童扶養手当受給世帯												
	遺族基礎年金受給世帯												
	知的障害者世帯												
	身体障害者世帯												
	精神障害者世帯												
	要介護者世帯												
重複障害者世帯													
施設減免	障害者就労施設												
	障害者グループホーム												
<p>今回の改定内容</p>	<p>今回の改定では既存の社会福祉減免を継続するが、答申を踏まえ、県（一般会計）や市町との議論を開始していく。</p>												

<p>項 目</p>	<p>地下水転換減額制度、企業誘致減額制度</p>	
<p>答 申</p>	<p>地下水転換減額制度</p>	<p>水道の利用促進策として、地下水利用から県営水道に転換した場合に水道料金を減額する制度</p>
<p>料金負担の公平性を確保する観点から、適用期間の設定や、適用率の見直しなど、制度のあり方について検討していくことが望ましい。</p>		
<p>企業誘致減額制度</p>	<p>県の企業立地支援事業の認定を受けた者が新規の水道利用を申込む等の場合に水道利用加入金を減額する制度</p>	
<p>水道利用加入金制度のあり方と合わせて検討していくことが望ましい。</p>		
<p>今回の改定内容</p>	<p>【地下水転換減額制度】 口径別への転換に伴い基本料金が増額となることで、地下水から県営水道への切替を検討する使用者も想定されたことから、今回は制度を継続した。 【企業誘致減額制度】 水道利用加入金制度のあり方と合わせて検討する。</p>	

1. 審議会検討項目と対応について
- 2. 水道料金算定要領の見直しについて**
3. 料金改定に対する問合せ状況について

見直しの背景

平成27年に公表された現行版について「水道事業経営を取り巻く環境の変化」や「水道料金制度をめぐる現場の実態」を反映したものとするため、日本水道協会の経営調査専門委員会が改定に向けて作業を進めている。

(令和7年春頃の公表を目指す)

水道料金算定要領は、総括原価方式で水道料金の算定を行う際の基礎的な方法について解説したものであり、全国の水道事業体における料金改定等の基礎となっている。

議論されている課題

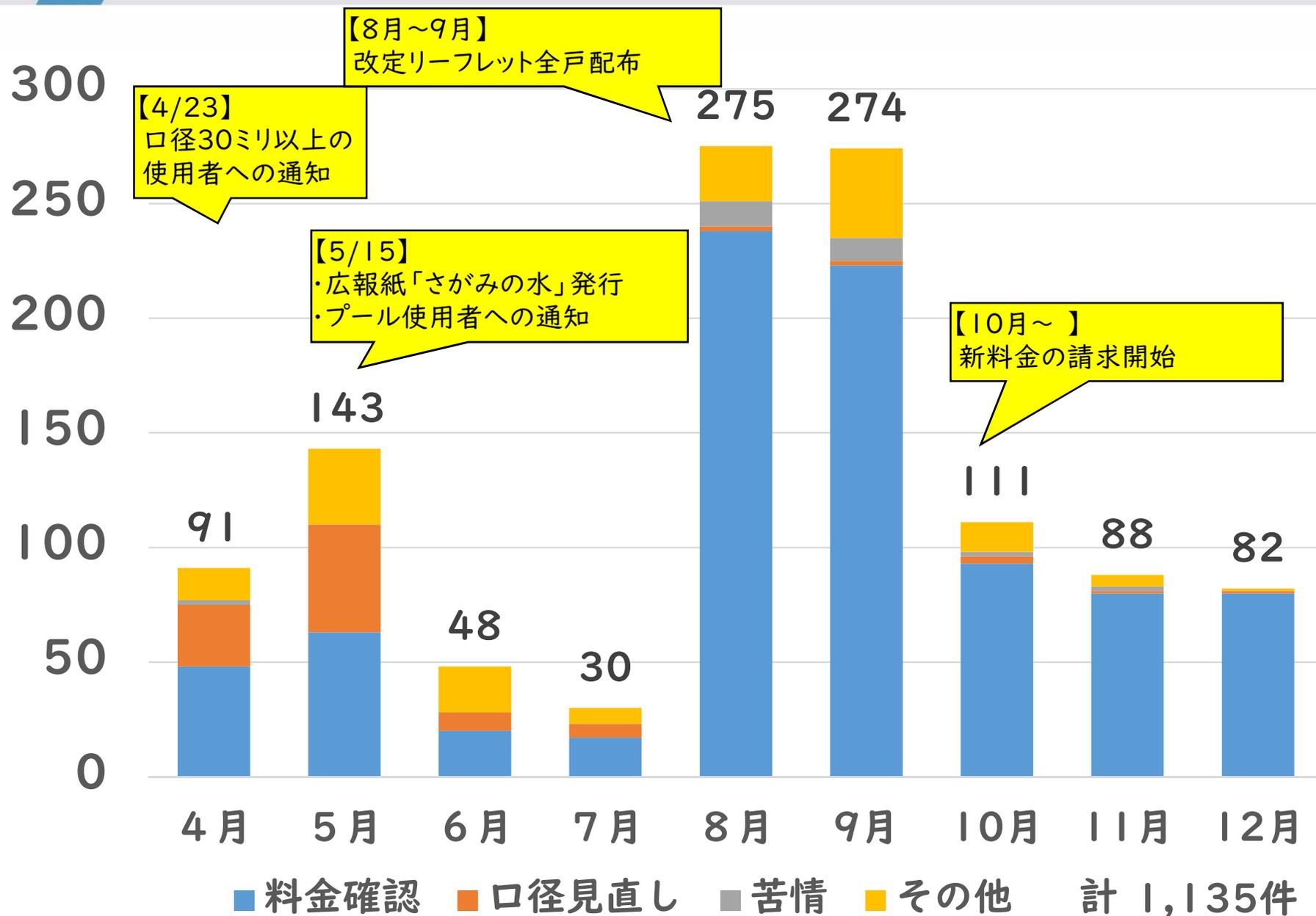
- 将来の更新投資を見据えた料金設定
 - ・ 労務費の高騰等による工事費の増大や物価水準等も考慮した上で、**適切な料金算定の整理が必要**である。(更新費用の確保+リスクに備える)
- 基本料金の収入割合(総括原価の配賦基準)
 - ・ 日本水道協会が実施した「水道料金制度に関する調査」では、水道事業体から**総括原価の配賦基準が分かりづらい**との意見が出ている。

議論されている課題

- 基本水量
 - ・ 公衆衛生上の観点から水道を普及させ清浄な水の使用を促すという元来の目的や意義をその後の時代変化に照らし、今後のあり方を検討することが重要である。
- 逡増制の料金設定
 - ・ 逡増制は水源が不足していた時代に需要抑制を図る目的を持っていたが、現状に即していない。節水意識の高まりや多量使用者等による地下水利用への転換の動向も加味して整理する必要がある。
- 水道利用加入金
 - ・ 水源開発等の費用に対する負担金で、水道料金高額化の抑制と新旧利用者の負担の公平を図るという元来の徴収目的と現在の実態に乖離があるが、約8割の水道事業者が採用しており慎重な議論が必要である。

1. 審議会検討項目と対応について
2. 水道料金算定要領の見直しについて
3. **料金改定に対する問合せ状況について**

3.料金改定に対する問合せ状況について



【口径30ミリ以上の使用者への通知(R6.4)】

- ・口径別料金体系への変更で基本料金が大きく変わるため全対象者に郵送
- ・実績水量を基に改定後(16%,19%,22%)の水道料金見込み額を通知
- ・口径を小さくする場合の問合せ先や地下水転換減額制度を案内

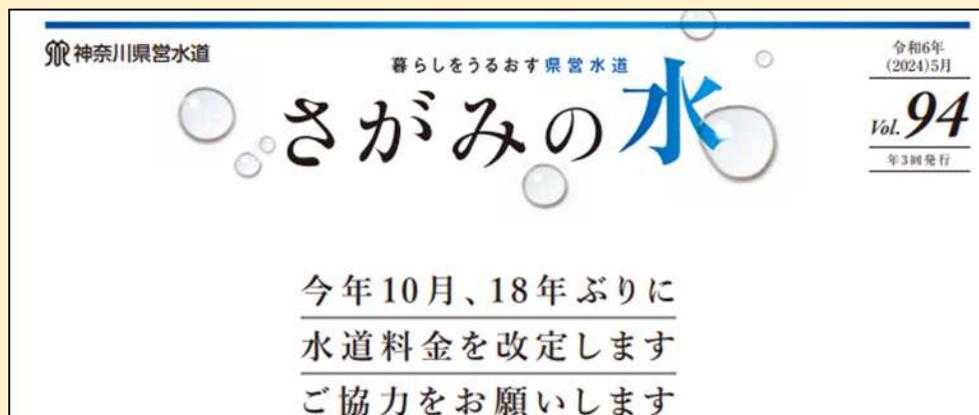
【ご使用場所の改定後の水道料金】

改定時期 平均改定率	現行料金	令和6年10月 (16%改定)	令和7年10月 (19%改定)	令和8年10月 (22%改定)
水道料金(税込み)	XX,XXX,XXX 円	XX,XXX,XXX 円	XX,XXX,XXX 円	XX,XXX,XXX 円

項目	件数	内容
料金確認	106	・平均改定率より影響が大きいのは何故か(大口径少量使用者)
口径見直し	79	・口径を小さくするには、どこに頼めばよいのか ・工事費はどの程度かかるのか
その他	49	・地下水から水道への転換について確認したい
苦情	2	・どうしてこんなに上がるのか ・あまり水を使わない、こんな極端な改定は理解できない
計	236	

【広報紙「さがみの水」(R6.5)で改定内容を案内】

- ・モデルケース別の料金の影響
- ・料金改定に関するQ&A
- ・これからの県営水道の取り組み
- ・改定後の水道料金表



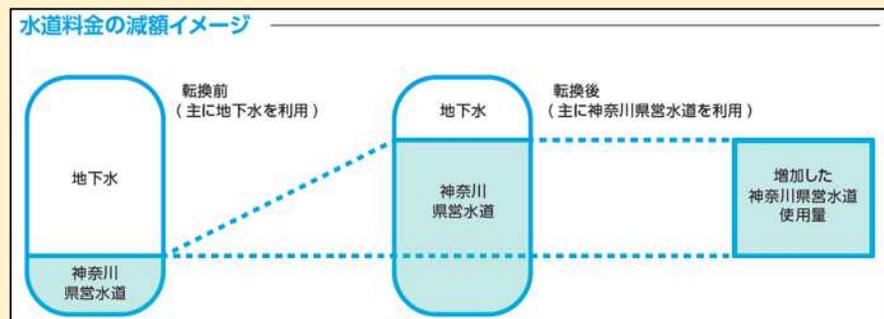
項目	件数	内容
料金確認	17	・1か月の料金表が載っているが、2か月に1回の請求の場合はどう計算するのか
その他	17	・地下水から水道への転換について確認したい
計	34	

広報紙「さがみの水」に対するご意見・ご感想(改定に関する意見:375件)

- ・レイアウトが綺麗で読みやすく、水道料金の変更もどれがどのように変わったのかとても分かりやすかったです。災害対策についても大事なポイントをしっかりおさえてあり、とてもためになりました。
- ・水道料金が、なぜ値上げするのか、わかることができてよかった。
- ・水道料金改定のお知らせにショックを受けました。

【地下水利用者、大口使用者への個別案内】

- ・地下水利用者上位100者を中心に料金改定と減免制度について説明
- ・大口使用者に料金改定の影響と料金改定の必要性について説明



地下水利用者への案内

項目	件数	主な意見
電話	64	<ul style="list-style-type: none"> ・コストが安くなれば考えるが、現状では転換は難しい ・工事費の補助などがあるとありがたい ・施設を更新したばかりなので、次の更新時に検討したい ・とりあえず資料を送ってもらい検討する
訪問	26	
資料送付	33	
計	123	

大口使用者への案内

項目	件数	主な意見
電話	3	<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定の必要性について理解した ・実際の影響が平均改定率より低いということは理解した（逡増度の緩和の影響） ・使えば使うほど安くなるようにしてほしい
訪問	26	
資料送付	13	
計	42	

【料金改定リーフレットの全戸配布】

- ・ 令和6年8月、9月の検針時に全戸配布を実施
- ・ 改定の主なポイント
- ・ 改定後の料金表
- ・ モデルケース別料金
- ・ 料金早見表

口径	基本料金	従量料金(1㎡につき)								
		5-8㎡	9-15㎡	16-20㎡	21-30㎡	31-50㎡	51-100㎡	101-300㎡	301-1,000㎡	1,001㎡-
13-25mm	846円	基本水量4㎡ 19円	145円	156円	209円	271円	295円	321円	348円	440円*
30mm	1,236円	基本水量10㎡								
40mm	5,704円	基本水量30㎡								
50mm	10,934円	基本水量50㎡								
75mm	25,682円	基本水量100㎡								
100mm	42,814円	基本水量150㎡								
150mm	113,242円	基本水量350㎡								
200mm	185,846円	基本水量500㎡								
250mm	300,116円	基本水量800㎡								
300mm	464,950円	基本水量1,200㎡								

項目	件数	内容
料金確認	379	・料金の計算方法を確認したい
その他	38	・下水道使用料も値上げするのか
苦情	17	・命に関わる水なのだから値上げするな、むしろ無料にするべきだ ・この料金表でどう計算するのか説明が無いのは不親切だ
計	434	

3.料金改定に対する問合せ状況について

【実際の請求額を見て問合せ】

10月	19件
11月	39件
12月	33件

【日割り計算イメージ】



上下水道使用量のお知らせ

水道 太郎 様

お客様番号 201-123456-789
(使用者番号 20112-34567-89012)

令和〇年度 使用年月分: 〇年△月~〇年□月分

今回指針 124 m³ 令和〇年□月△日点検
 前回指針 100 m³ 令和〇年□月△日点検
 旧メータ使用量 0 m³
 使用水量 24 m³ 排水量 24 m³

上下水道料金 5,015 円

【上下水道料金内訳】

水道 2,688 円 10% (244 円)
 下水道 2,327 円 10% (211 円)

奇数には、納費表及び地方納費表に照準する()内の額が含まれています。

お支払い方法 口座振替 振替予定日 令和〇年□月△日
※口座振替で残高不足の際は再振替を行います。(金融機関により再振替されない場合があります)

下水道使用料決定市町 〇〇市

水道用途 11 家事用 前年同期使用水量 0 m³
 下水道区分 1 一般汚水 前年同期排水量 0 m³

点検員 スイドウ タマオ

地域番号 12345 整理番号 012345
 メータ番号 F1234567 メータ口径 020 mm

項目	件数	内容
料金確認	90	<ul style="list-style-type: none"> 急に金額が増えたがどういう事か 早見表と金額が一致しないのは何故か 10月より11月が高いが、再度値上げしたのか
苦情	1	<ul style="list-style-type: none"> お知らせに日割り計算の内訳がないのは不親切だ
計	91	